

平成 24 年 3 月 2 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

( 契 印 省 略 )

大量整理解雇事案等に対する対応の実施状況について

大量整理解雇事案等に対する対応については、平成 20 年 12 月 9 日付け地発第 1209001 号、基発第 1209001 号「経済情勢の悪化を踏まえた適切な行政運営について」（以下「連名通達」という。）等に基づき、必要な情報収集、啓発指導等の対応を行ってきたところである。加えて、近時は、急激な円高の影響等により電気機械器具製造業等の製造業を中心に生産拠点の再編等が行われ、それに伴い労働者を対象とした退職勧奨、出向、配置転換等の事案も漸増している。特に、大手電機メーカー等に係る事案については、多くの都道府県にわたるものや地方自治体を巻き込み地域で問題となっているものなど、社会的に注目されるものも少なくない状況にある。

このような状況を踏まえ、平成 24 年 2 月 14 日付け基発 0214 第 1 号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」（以下「留意通達」という。）においては、解雇・雇止め等のほか、退職勧奨、出向等について、必要な啓発指導を実施するよう、改めて指示されたところである。

については、今後の行政運営に当たって、啓発指導の実施状況について把握する必要があるので、下記により報告するようお願いする。

なお、平成 23 年 4 月 11 日基監発 0411 第 2 号「東日本大震災に伴う解雇・雇止め等に対する対応の実施状況について」記の 1 及び 2 に基づく報告は、本年 3 月 9 日報告分から、啓発指導を実施した場合に限って報告することに改めることとする。

記

1 啓発指導の実施件数について

連名通達記の 2 (3) 及び留意通達記の 3 (1) に基づき実施した啓発指導については、

別紙様式1により取りまとめ、毎月1日から末日までの状況を翌日10日までに、当該監督係あて報告すること（初回は、平成24年3月1日から3月末日分を4月10日までに報告。）。

2 社会的に注目される事案について

上記1による啓発指導のうち、大企業に係る事案、地域で大きく報道された事案など、社会的に注目されるようなものについては、上記1による報告のほか、別紙様式2により随時報告すること。

3 その他

上記1及び2の報告に当たっては、労働基準行政情報システムの電子メール（FA X不可）にて下記担当あて行うこと。

【担当】

高橋：

小林：

## 大量整理解雇等の事案に対する指導件数

( )労働局  
期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日

1 指導の実施事業場数：  事業場(注1)

2 指導の内訳

事項 労働者 種別	①整理解雇につ いて啓発指導したもの	②解雇・雇止めにつ いて啓発指導したも の(①を除く。)	③解雇予告、雇止め の予告等について 指導したもの(注2)	④退職勧奨につい て啓発指導したもの	⑤出向・配置転換に ついて啓発指導した もの	⑥賃金不払、退職金 の確実な支払等に ついて指導したもの (注3)	計
正社員							
有期契約 労働者 (期間工等)							
派遣労働者							
その他							
計							

(注1) 啓発指導を行った事業場数を計上すること。なお、1事業場に対し、複数の事項について指導を行った場合には、各事項(①～⑥)にそれぞれ計上すること。

(注2) 解雇予告(労基法第20条)、雇止めの予告等(雇止め基準)について指導したものを計上すること。

(注3) 賃金(休業手当)不払、退職金・社内預金の確実な支払等について指導したものを計上すること。

## 大量整理解雇等の社会的に注目される事案(注)

局番					
署番					
局通し番号					
事業場	事業場名				
	再編等(事業場の閉鎖、統合等)実施日		平成 年 月 日		
	雇用形態		正社員	有期契約労働者	その他
	削減対象者数(人)				
	出向・配転対象者数(人)				
事業場の概要					
対応状況	対応日	局実施	平成 年 月 日		
		署実施	平成 年 月 日		
	1 労働基準行政の対応				
	① 労働基準関係法令違反の是正指導状況 ② 啓発指導の内容 ③ 助成制度の説明 ④ 職業安定行政との共同の指導の有無等				
	2 啓発指導を受けた企業の対応				
① 整理解雇の見直し ② 解雇・雇止め等の見直し ③ 退職勧奨の見直し ④ 出向、配転等の見直し ⑤ 労働者への説明の徹底 ⑥ 助成制度を活用しての雇用の維持等					
3 職業安定行政の対応(労働基準行政とは別途、実施した場合等)					
① 指導の内容 ② 指導を受けた企業の対応等					
4 その他					
① 労働局の対応(対策本部の設置、当該企業への要請等) ② 地方自治体の対応(要請の内容、要請等を受けた企業の対応等)					

(注) 大企業に係る事案、地域で大きく報道された事案などをいう。